

支援学級等就学奨励費制度

④ 援助を受けることができる方

- 茨木市立小・中学校の支援学級に在籍および他校通級（「ことばの教室」「えるクラブ」等）をしている児童生徒の保護者の方。

④ 申請のしかた

申請の方法

学校に申し出てください。

申請用紙をお渡ししますので、必要事項を記入の上、学校へ提出してください。

※就学援助制度も併せて申請できます。

ただし、就学援助制度で認定になった場合は、下記の援助費目のうち、通学費（他校通級交通費含む）・交流学习交通費のみの援助となります。

申請の時期

令和2年5月11日（月）～5月29日（金）

（ただし、土・日曜日等の学校休業日を除く）

認定されますと4月分から援助されます。

以後の受付は、令和3年2月末まで行いますが、申請月からの援助となります。

④ 援助費目

※保護者の所得額によって、援助の費目が異なります。

- 学校給食費
- 通学費（他校通級交通費含む）
- 交流学习交通費
- 修学旅行費
- 校外活動費
- 野外活動費（交通費）
- 学用品等購入費
- 新入学児童生徒学用品費
- 体育実技用具費

くわしくは、下記にお問い合わせください。

- 小・中学校の就学援助事務担当者
- 茨木市教育委員会 教育総務部
学務課 学事係（市役所南館6階）
電 話 620-1684（直通）